

## 生活

### (1) 基本的な姿勢

- ア 生活習慣を整える。(遅刻について特別な指導あり)
- イ 特別活動(行事・委員会・部活動)への積極的な参加。
- ウ 夢中になれるものを見つける。

### (2) 身だしなみ

#### ア 制服

- ・制服を正しく着用すること、また制服への加工(裾を切るなど)は認めない。
- ・休日登校・長期休業中の登校・校外教育活動の場合も平日とすべて同様とする。
- ・6月1日、10月1日を衣替えとし、夏服と冬服の切り替えとする。
- ・希望購入 スラックス(女子のみ)、カーディガン・ベスト
- ・スカートの丈は、膝頭を中心を基準とする。

#### イ 通学靴

- ・ブーツ、サンダルは不可。

#### ウ 防寒着

- ・華美でないもの、高価でないものとする。(色は、黒・紺・茶・ベージュ・白・灰・青・緑を基調とする。ただし、青・緑は暗い色とする。※令和3年度後期生徒総会で決定)

#### エ 頭髪

- ・髪の色、パーマなどの頭髪の加工は認めない。(随時指導)

#### オ 化粧

- ・化粧やマニキュア、ネイルなども禁止。(随時指導)
- ・ピアス、ネックレス、指輪などアクセサリーは認めない。

※異装する場合は、届を事前に担任より提出、生活指導部の許可を受ける。(届・願一覧表参照)

### (3) 自転車通学(許可制)

自転車通学の許可の条件は下記のとおりである。許可された場合ステッカーを配布する。(自転車後部に貼る)また、自転車の利用状況が適切でない場合は、許可を取り消される。

- ・自転車傷害保険に加入していること。
- ・雨合羽などレインウェアを持っていること。
- ・自転車にスタンドがあり、指定場所に駐輪すること。※スポーツタイプの自転車は注意。
- ・交通ルールやマナーを守れること。

### (4) 携帯電話

生徒の活動により携帯電話の校則が改正され、令和3年度より生徒自身で校内ルールを守ることを条件に携帯電話の持ち込みが可能となった。下記ルールが守れない場合、使用制限の可能性はある。

- ・校内ではロッカーに鍵をかけてしまい、昼休み、放課後以外の使用はできない。

### (5) 禁止事項

- ・登下校での原動機付き自転車、自動二輪車、自動車での乗車、同乗。
- ・車の送迎および近隣への駐車(路上の渋滞や近隣住民および公園、店舗施設の苦情のため)。
- ・生徒間の金銭の徴収、物品の売買。

## (6) 学 校 生 活 全 般

### ア 所持品

- ・昼食について。校内に飲食の自販機はあるが、生徒全員に確保できるものではないので、各自持参すること。
- ・生徒手帳、生徒証を常に携帯すること。
- ・持ち物に記名し、物品の貸し借りは避けてください。とくに生徒間の金銭・貸借はしない。
- ・学校に不必要なものや高価なものは持ってこないこと。
- ・ロッカーには施錠し管理を徹底すること。

### イ アルバイト

- ・アルバイトは、保護者の監督責任において行わせるものとする。アルバイト先でのトラブル、学業の不振など一切の責任は保護者に請け負っていただきます。アルバイトを行う場合は、必ず学校にアルバイト届を提出すること。(無届けアルバイトは禁止)

### ウ 報告・連絡

- ・拾得物、遺失物のあったとき、また盗難被害にあったときは、ただちに担任、生活指導部または部活動顧問に届け出る。(届・願一覧表参照)
- ・校外で事故を起こしたり、事故に遇ったりした場合は、すみやかに警察・学校に連絡する。
- ・構内の備品を万一破損の場合は、直ちにHR担任または担当教員に届け出て指示を受ける。状況によっては弁償させることもある。(届・願一覧表参照)
- ・登校後は、放課後まで学校の外に出ることはできない。やむを得ない場合には、学級担任に願い出て許可を受ける。(届・願一覧表参照)

## (7) 出 欠 席

ア 欠席・遅刻・早退・欠課は、事前に次のいずれかの方法で学校へ連絡する。

- ① 本校ホームページ内の「欠席・遅刻れんらくフォーム」から送信(当日の朝～午前9時)
- ② 電話による連絡(8時20分以降)
- ③ 生徒手帳(連絡欄)等の書面による連絡

※欠席が長期にわたる場合には、診断書またはそれに代わるものを提出してもらうこともある。

イ 忌引 事前に学校へ連絡し、後日「忌引届」(届・願一覧表参照)を本校ホームページ内から電子申請する。(紙での申請を希望する場合はホームルーム担任に相談する。)

忌引日数については、次のとおりとする。

父母・保護者…………… 7日以内

(曾)祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母…… 3日以内

従兄弟姉妹・その他の親族…………… 1日

ウ 出席停止 学校感染症にかかった場合、医師の指示する期間は、出席停止期間となる。医療機関の証明書を提出することにより、欠席扱いにはならない。学校への届け出は本校ホームページ内から電子申請する。(紙での申請を希望する場合はホームルーム担任に相談する。)

(※インフルエンザ・コロナウィルス感染症については医療機関の証明は不要だが、申請は必要)

エ 公欠 次の場合に該当する欠席については、「公欠願」(届・願一覧表参照)を各関係教員、ホームルーム担任を経て教務部に提出する。公欠は出席扱いとなる。

- ・進学・就職試験を受ける場合
- ・高体連及び高文連が主催する大会に参加する場合
- ・その他、学校が特に認めた場合

**(8) 気象警報発令時の授業について**

- (ア) 午前6時の時点で東村山市、東大和市、小平市、武蔵村山市のいずれかに「大雨」「暴風」「大雪」のいずれかの「警報」が発表されている場合は自宅待機。午前9時以前に上記全ての「警報」が解除されている場合は、10:50までに登校SHR。3時間目から6時間目までの授業を行う。
- (イ) 午前9時の時点で上記いずれかの「警報」が発表されている場合は、さらに自宅待機。午前11時以前に上記全ての「警報」が解除されている場合は、13:25までに登校SHR。5時間目から6時間目までの授業を行う。
- (ウ) 午前11時の時点で上記いずれかの「警報」が発表されている場合は、臨時休校とする。
- (エ) 午前6時以降登校前(午前8時40分)までに、東村山市、東大和市、小平市、武蔵村山市のいずれかに「大雨」「暴風」「大雪」のいずれかの「警報」が発表された場合は、自宅待機、または安全退避行動をとる。午前11時の時点で上記いずれかの「警報」が発表されている場合は臨時休校とする。

<注意>

- ① 「注意報」には適用しない。
- ② 「警報」の発表は気象庁の情報により判断すること。
- ③ 気象情報の電話ダイヤルは「177」番。
- ④ 学校から連絡することはない。電話での問い合わせにも応じない。
- ⑤ 「警報」の有無にかかわらず、危険と感じたら無理に登校しないこと。その場合、後日状況を確認の上、不利にならないような処置をとる。
- ⑥ いずれの場合も安全を最優先に対処すること。※ただし、状況によって休校等の扱いを行わない場合がある。

**(9) 届・願一覧表**

種類	提出者	提出方法	提出先
欠席・遅刻届	保護者	インターネットフォーム	
早退・欠課届	保護者	電話又は任意の様式	担任
忌引き届	保護者	インターネットフォーム	
公欠届	本人又は代表者	所定の様式*1	担任
外出許可願	本人	所定の様式*2	担任
異装許可願	保護者	所定の様式*2	担任
自転車通学願	保護者	所定の様式*1	担任
破損届	本人	所定の様式*1	担任
紛失・盗難・拾得届	本人	所定の様式*1	担任
集会・掲示・署名願	本人又は代表者	所定の様式*1	担任
各種証明書交付願	本人	所定の様式*3	経営企画室
学校感染症出席停止届	保護者	インターネットフォーム	
アルバイト届	本人	所定の様式*1	担任

○様式の場所 \*1:職員室 \*2:生徒手帳 \*3:経営企画室

○インターネットフォームは本校ホームページ内